

○再評価を受けるべき農薬の範囲を指定した件

(農林水産省告示第七百四号)

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第八条第一項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、再評価を受けるべき農薬の範囲を指定したので、同法第八条第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該農薬の範囲並びに再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を次のように告示する。

令和二年四月一日

一 農薬の範囲

農薬取締法第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬のうち、別表に掲げる有効成分を含む農薬

二 再評価を受けるべき者が提出すべき資料

農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号）第二条第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる資料。ただし、農薬の使用方法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。

三 提出期限

- 1 別表第一号、第七号及び第八号に掲げる有効成分を含む農薬 令和四年四月一日から令和四年六月三十日まで
- 2 別表第六号、第十号及び第十二号に掲げる有効成分を含む農薬 令和四年七月一日から令和四年九月三十日まで
- 3 別表第三号、第五号、第九号及び第十一号に掲げる有効成分を含む農薬 令和四年十月三日から令和四年十二月二十八日まで
- 4 別表第二号、第四号及び第十三号に掲げる有効成分を含む農薬 令和五年一月四日から令和五年三月三十一日まで

別表

- 一 エスプロカルブ
- 二 エチプロール
- 三 キノクラミン（別名 A C N）
- 四 チアジニル
- 五 フィプロニル
- 六 フェリムゾン

- 七 フェンメディファム
- 八 フサライド
- 九 プレチラクロール
- 十 プロスルホカルブ
- 十一 プロパモカルブ塩酸塩
- 十二 ペントキサゾン
- 十三 モリネート